

法律名	首都圏近郊緑地保全法
施行年	昭和41年 H11年改正
目的	この法律は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることにつかんがみ、その保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。(第1条)
対象者	国、地方自治体、
規制対象事業規模	新築・改築(第8条)、高さ5m・床面積10m ² 以上または地下の増改築(施行令第2条)、木竹の伐採(第8条)
規制内容	<p>国土交通大臣が、首都圏において地域住民の健康の増進や防災上保存すべきと判断した近郊緑地は、近郊緑地保全区域として指定している地域があり(第3条)、そこでのバイオマス施設設置や事業活動には規制がかかる。「近郊緑地」とは、「近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているもの」、で、実際は、数10ヘクタール規模で指定されている。また、保全区域内において特に重要な地域は近郊緑地特別保全地域として、都市計画で定められている。</p> <p>近郊緑地保全地区では次の行為をするときは都県知事への届け出でが必要である(第8条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 三 木竹の伐採 四 水面の埋立て又は干拓 五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

	緑地保全地区と同様、バイオマス工場の建設は許可対象となり、木竹の伐採も届け出での対象となるので、原材料をその地域で取得することも制限を受ける。なお、緑地保全地区はこの法律による届け出での適用外で、都市緑地保全法の適用を受ける。緑地保全地区が、この近郊緑地保全地区内に存在することは十分あり得る。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地保全地区は首都圏においてかなりの数の地域が指定されているが、市街地間にあるまとまった大規模の緑地であり、一見してそれとわかるが、都県での確認が必要。特別地域は市町村の都市計画を確認。 ・林地残材を原料とするもの以外のバイオマス事業活動の対象地としてふさわしくないので、最初から事業計画から外しておく方がよい。
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、適地選定、開発許可、原材料確保許可、貯蔵
関連法	都市計画法、都市緑地保全法